

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等について

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
水巻町	45.7 歳	320,987 円	351,470 円
うち給食調理員	44.2 歳	311,749 円	337,153 円
うち用務員	57.4 歳	381,713 円	437,439 円
うち電話交換手	37.3 歳	285,334 円	308,798 円
福岡県	49.9 歳	354,259 円	404,099 円
国	48.8 歳	287,094 円	—
類似団体	48.0 歳	286,981 円	315,880 円

※ 「平均給料月額」は、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。

(2) 年齢別職員数 (人)

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
全体	0 人	0 人	0 人	2 人	3 人	3 人	0 人	1 人	0 人	1 人	7 人	0 人	17 人

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

単純労務職給料表（国の行政職給料表（二）に同じ）の 5 級制を適用しています。

イ 技能労務職に係る手当

一般職職員と同じです。

ウ 昇給基準

毎年 1 月 1 日に、前 1 年間に於ける勤務実績等に応じて、4 号給（55 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給します。（ただし平成 22 年 3 月 31 日までは、4 号給を 3 号給、2 号給を 1 号給に抑制して昇給）

2 基本的な考え方

水巻町の技能労務職員については、国家公務員の俸給表（行政職俸給表（二））に準拠しており、今後も、国等における給与を見極め、水巻町職員の給与が適正な水準であるように努めます。

また定員管理については、平成 13 年度以降、新規採用は行っていません。今後の取扱いについては、事業の民間委託等を取り入れながら、定員管理の適正化に努めます。

3 具体的な取組内容

平成 17 年度に「水巻町行財政改革緊急行動計画」を作成した際、学校用務員職場と給食調理員業務の民間委託の推進を打ち出しました。

それに伴い、学校用務員職場では、以前より退職者による欠員補充は行わず 7 校の業務を 6 名で行っていましたが、平成 19 年度に 4 校の業務を民間へ委託し業務に従事していた一部職員に対しては試験を行い、用務員から一般職への職種変更をしています、今後も高年齢層の職員の退職の際に、段階的に民間委託を導入し、全校民間委託としていきます。

給食調理業務においても、同様に民間委託を推進、退職者の補充を行わず、平成 21 年度に 1 校、平成 22 年度に 1 校、平成 24 年度に 3 校の民間委託を実施し、職種変更の実施も視野に入れながら、職員の定員管理の適正化に努めます。

電話交換業務においても、退職者による欠員補充は行わず、事業については随時見直しを行っていきます。

4 その他

技能労務職の業務は、民間への委託を検討をしながら事業全体の見直しを進め、人材の活用と給与、定員管理の適正化に努めます。